

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 名 称 一般社団法人ひるり
- (2) 代表者名 代表理事 宮腰 瑠莉
- (3) 所在地 大阪府大阪市平野区西脇三丁目1番1号
オーナーズマンション西脇5階

2 対象事業所

- (1) 名 称 グループホームひるり
- (2) 事業種別 共同生活援助
- (3) 所在地 大阪府東大阪市下小阪
- (4) 指定年月日 令和3年6月1日

3 指定の取消日

令和6年2月1日

4 処分理由

(1) 訓練等給付費の不正請求（法第50条第1項第5号）

サービス管理責任者が個別支援計画、個別支援計画の原案、モニタリング記録表、サービス担当者会議録を作成していなかった。そのため、サービス管理責任者が作成した個別支援計画等が無い状態で指定共同生活援助を提供していたにも関わらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(2) 虚偽の報告（法第50条第1項第6号）

①従業者の履歴書及び雇用契約書、給与明細書について、本市に虚偽の書類を作成し提出した。

②法人代表への聴き取りで管理者が常勤で働いているかのように装うため、虚偽の報告を行った。

③個別支援計画に関する書類を実際は別の職員が作成しているにも関わらず、サービス管理責任者が作成したかのように装い、本市に虚偽の書類を作成し提出した。

(3) 不正の手段による指定（法第50条第1項第8号）

人員配置基準を満たすため、新規指定申請時に常勤として勤務予定のない者の名義を使用し、その者を管理者として配置するとして、本市に虚偽の申請書を提出し、指定を受けた。

5 事業者に対する経済上の措置

(1) 東大阪市分

不正請求額 713,904円

加算額を含めた返還額 999,465円

(2) 東大阪市以外分（大阪市、大東市、藍住町分）

不正請求額 2,480,289円

加算額を含めた返還額 3,472,403円

6 欠格事由該当者

宮腰 瑠莉（一般社団法人ひるり 代表理事）

岡 ふさ子（一般社団法人ひるり 監事、グループホームひるり 管理者）

竹川 渉（一般社団法人ひるり 理事）

東大阪市福祉部指導監査室
障害福祉事業者課
電話：06-4309-3187